

令和6年（フ）第738号

千葉県千葉市中央区仁戸名町637番地1 L i k e s 仁戸名町A棟101号、開始決定時の住所栃木県さくら市氏家3159番地2 リエス さくら駅東204

破産者 高橋 圭太

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年（フ）第738号

栃木県宇都宮市野沢町440番地9 コーポフォレストA101、前住所栃木県宇都宮市上金井町802番地6

破産者 関根伸一郎

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第262号

栃木県宇都宮市鶴田町173番地2

破産者 神山 侑亮

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第46号

栃木県足利市鹿島町445番地8

破産者 イーエムケー有限会社

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年（フ）第860号

埼玉県三郷市戸ヶ崎一丁目184番地2

破産者 株式会社重野型枠

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年（フ）第901号

埼玉県春日部市上蛭田260番地1

破産者 株式会社小竹商会

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年（フ）第67号

埼玉県越谷市大道364番地2

破産者 株式会社吉田架設

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年（フ）第188号

埼玉県草加市松江六丁目8番2号

破産者 有限会社柴野製作所

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年（フ）第81号

千葉県木更津市永井作2丁目1番10号

ビューラーサンモール205

破産者 志村 孝友

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所木更津支部

令和8年（フ）第114号

千葉県袖ヶ浦市飯富2754番地 市営住宅2ー8号

破産者 鈴木 博文

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所木更津支部

令和7年（フ）第1432号

東京都稲城市平尾三丁目4番地の8

破産者 I・T・Bサポート株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（フ）第211号

和歌山県岩出市西国分186番地の1

破産者 有限会社大豆畑

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第38号

東京都中央区銀座1ー24ー1 銀一パークビル

破産者 株式会社リエゾン

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年（フ）第146号

大分市中鶴崎一丁目4番15号

破産者 光希工業株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年（フ）第178号

青森県弘前市大字東城北一丁目5番地17

破産者 有限会社東奥ガス圧接

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

青森地方裁判所弘前支部

令和7年（フ）第1643号

神奈川県藤沢市今田680番地の13

破産者 株式会社ReviveHome

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第945号

東京都中央区日本橋小伝馬町10番8号

破産者 コスモスワンダーランド株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第73号

愛知県豊橋市神野新田町字ハノ割3番地26

破産者 株式会社浅海

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和6年（フ）第4723号

大阪府中央区谷町5丁目5番2ー514号

破産者 株式会社EKIMU

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和8年（フ）第315号

福岡県太宰府市朱雀4丁目16番17ー301号

破産者 松尾美津穂（旧姓林田）

- 1 決定年月日 令和8年9月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第436号

福岡県太宰府市五条1丁目8番6ー310号、前住所福岡県福岡市早良区城西1丁目8番40ー307号

破産者 舞島 修

- 1 決定年月日 令和8年9月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部